

全体会資料

2024.9.13～10.15 オンデマンド配信

これまでの大会を振り返ると、第45回滝川大会（H24）から第48回札幌大会（H27）までの大会では、『連携』を大きな柱として「幼・小・中の連携のあり方」「地域・ブロック教室同士の連携について」「親の会との連携」をテーマにシンポジウム形式で行った。各ブロックの活性化の一助になったと思われる。

第49回旭川大会（H28）から第52回釧路大会（R1）までの大会では、『今、見つめ直す言難教育』のテーマのもと「言難教育が置かれている今日的状況や課題」「各ブロックの取り組みについて」「私たちが大切にしていきたいもの」についてシンポジウム形式で行い、会員間での一定の共通理解や、新たな情報交流の場となった。

コロナ禍で開催できなかった第53回小樽大会、第54回稚内大会を経て、第55回千歳大会（R4）と第56回岩見沢大会（R5）では『研究主題と研修・実践のつながり』というテーマで、5年を経過した現研究主題や道言協の研究の歴史から現研究主題を継続していく意味を確認し、研究主題や柱と実践の結びつきの考察や会員の生の声を通して研究主題への向き合い方を考えてもらう機会となった。

今年度より、各ブロックの代表による報告形式として『会員同士のつながり（研修・情報共有）』をテーマに意見交流を行い、各ブロックの現状を共有する場としていきたい。

本資料によって運営委員会から提供する情報は、第43回留萌大会（H22）で提供した情報を再度整理し直したもので、以下の観点で要点を簡潔に報告する。

1. 教室・センターの設置と制度の変遷
2. 道言協の基本姿勢
3. 地域に根ざした教室作り
4. 乳幼児療育に関する制度
5. 学校教育に関する制度
6. 専門性の向上の手立て
7. 今後の道言協の方向性

お 願 い

オンデマンド動画を見る際は参照していただき、

参加できない先生もぜひお読みいただきたく願います。

1. 教室・センターの設置と制度の変遷

昭和39年 真駒内養護学校に言語治療教室設置。

昭和41年 大通小学校に言語治療学級が設置。特殊学級として設置される。

この後、全道の小中学校にことばの教室が設置されていく。

昭和43年 北海道言語障害児教育研究協議会の設立総会が行われた。

昭和48年 釧路市旭小学校に幼児ことばの教室が併設。

この後、全道の小中学校に幼児のことばの教室が併設されていく。

この時代、通級による指導のための制度はなく、親子のニーズに基づき、各地域の創意工夫で教室が作られていった。

学校においては特殊学級として教室を設置したため「学籍異動の問題」があった。

幼児部門では、市町村が独自に教室を設置したため「担当者の身分や待遇の問題」があり、道言協では検討委員会を設置し取り組んできた。

平成元年 道の「障害児早期療育システム推進事業」が開始される。

平成5年 国の「通級による指導」が制度化される。

- ・各地域では、ニーズに応じてボトムアップ的に実態が作られてきたが、地域差が生じた。行政は実態を追認し、地域差を埋めるべく、トップダウン的に制度を整備してきた。
- ・幼児部門では、小中学校から幼児教室が独立したり、センター化する動きが広がった。
- ・小中学校では、特殊学級から通級指導教室へ移行する教室が増えた。

平成15年 「支援費制度」が開始される。児童デイサービス事業が開始される。

平成17年 道の「子ども発達支援事業」が開始される。

平成18年 「障害者自立支援法」が制定される。児童デイサービス事業の見直し。

平成19年 「学校教育法」が改正される。特別支援教育が開始される。

平成24年 障害者自立支援法の児童デイサービスは、児童福祉法の改正により「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」となった。

現在、幼児部門では、形態は幼小併設、幼児教室、センターなど多様化し、運営も市町村単独、障がい児等支援体制整備事業の活用、児童発達支援の活用と多様化している。

また、小中学校では、通級指導教室のための担当教員が微増し、言語障害特別支援学級も増えている。

平成19年 国連の「障害者の権利条約」に日本政府が署名する。（平成26年1月に批准された。）

平成23年 「障害者基本法」が改正される。

平成24年 「障害者総合支援法」が成立する。（H25.4.1施行。一部H26.4.1施行）

平成25年 障害者に対する差別的取り扱いの禁止や合理的配慮を行政機関や民間事業者を求める「障害者差別解消法」が成立する。（H28.4.1施行）

学校教育法施行令の一部改正により、障害のある児童生徒の就学先決定の仕組みが改められる。

平成29年 改正義務標準法施行（通級指導の基礎定数化）

平成30年 高等学校における通級による指導の制度化

令和5年3月 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援として、自校通級や巡回指導をはじめとする通級による指導を充実させることが、検討会議より報告された。

2. 道言協の基本姿勢

このおよそ60年間に、教室を取り巻く状況や制度は大きく変化してきたが、道言協は以下に示すような基本姿勢を変わらずに守り続けてきている。今後も、大切にしていきたい。

研究に関する基本姿勢

- ・研究の手法は、指導実践を基にした事例研究を基本としてきた。
- ・事例研究や研修の対象は、言語障がいや難聴のある子どもを中心としながらも、様々な子どもを含めた、現実的な対応をしてきた。
- ・親子の教育的ニーズに基づいた指導を心がけてきた。
- ・障害区分や指導法が先にあるのではなく、子どもを多面的、総合的によく理解して指導方法を考えてきた。
- ・子どもとわかり合える関係を築くかかわりを大切に指導を考えてきた。
- ・保護者や担任、関係機関との連携・協働を大切に指導を考えてきた。
- ・「心の育ち」を大切にした支援のあり方について考えてきた。

教室の設置や運営に関する基本姿勢

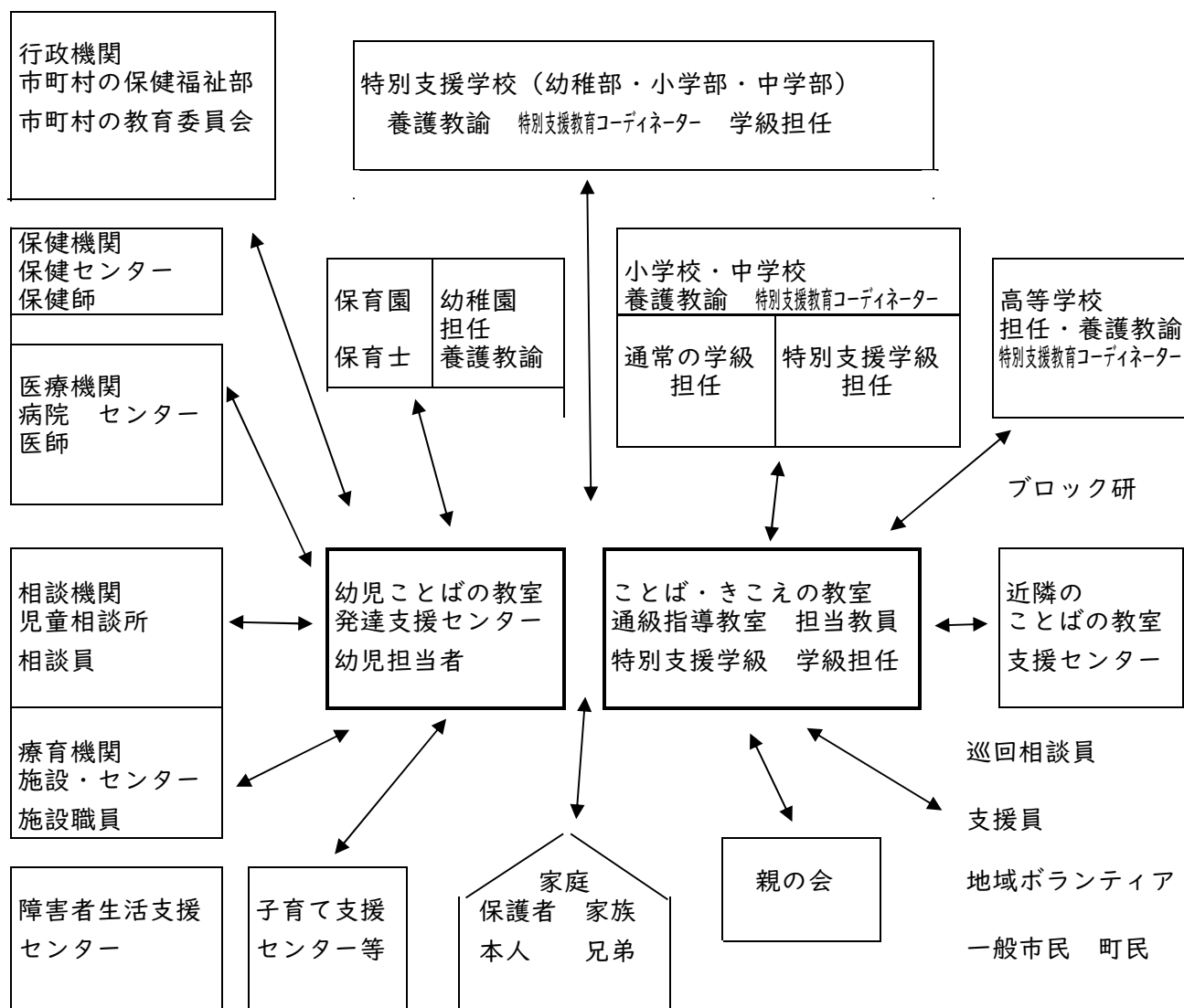
- ・教室運営については「地域に根ざした教室作り」を目指してきた。
- ・組織力を活かし、実態調査を積み重ね問題点を明らかにし、方向性を示してきた。
- ・親の会と協力しながら、行政へ働きかけてきた。
- ・親子のニーズに応えるために、その時代の制度を活用してきた。

3. 地域に根ざした教室作り

教室やセンターが、地域とつながっていこうとする時には以下のように色々な目的が考えられる。どのような意図を持って、地域に根ざした教室作り、ネットワーク作りをしていけばよいか、各教室やセンターの主体的な判断が求められる。

- ・親子の相談（発見）から療育や教育へつなげるためのネットワーク作り
- ・親子を、関係機関と協力して支援していくためのネットワーク作り
- ・幼→小→中→高→と支援を引き継いでいくためのネットワーク作り
- ・幼児担当者と学校の担当者とはが支え合い高め合うためのネットワーク作り
- ・学校の担当者と校内の先生方とはが支え合い高め合うためのネットワーク作り
- ・親と担当者、親同士が支え合うためのネットワーク作り（親の会活動）

教室やセンターが地域の中でつながる先やつながる場の例としては、以下のようなところが考えられる。



特別支援連携協議会（各教育局）⇔ 圏域子ども発達支援推進協議会（保健福祉事務所）
民間のネットワークや勉強会

4. 乳幼児療育に関する制度

○国の事業－「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」

旧法においては障害者自立支援法の「児童デイサービス」とされていたが、児童福祉法の改正（H24.4）により名称は変更し、二つの事業に分離された。実施主体は指定事業所（市町村、社会福祉法人、NPO、会社など）。

○北海道の事業－「障がい児等支援体制整備事業」

北海道による単独事業で、実施主体市町村。子ども発達支援センターとして指定できる施設は、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、子育て支援センター、保育所、幼稚園など。

○市町村の単独事業

市町村による単独事業として、「幼児ことばの教室」など

市町村は、道と国の制度を活用して、地域の療育体制を整備する方向性を判断しなければならない。市町村が子ども発達支援センターとして指定できる施設は、前述のように選択肢が多い。市町村は、今後どのような療育体制を選択していくか判断を迫られている。また、平成24年4月の児童福祉法改正により児童デイサービス事業は分離したため、両方の事業を行いたい場合は個別に指定を受ける必要がある。「幼児ことばの教室」や子ども発達支援センターの言語部門が行ってきた、幼児のことばにかかわる個別指導や保護者支援、相談等の事業が今後どのような位置づけになっていくかが大きな課題となる。

5. 学校教育に関する制度

○言語障害特別支援学級

平成14年度の就学基準の変更通知によって、特別支援学級の対象に言語障がいが明示され、「言語障害特別支援学級」の設置がしやすくなった。特別支援学級もまた、より多様な子どもに対応できるように変更されてきた。

○特別支援教育支援員

平成19年度より、特別支援教育支援員の予算措置が、地方交付税という形で支給されることとなり、活用している市町村もある。

○改正義務標準法施行（通級指導の基礎定数化）

平成29年度より、10年かけて、通級担当教員の基礎定数化を行うことが示された。

○新学習指導要領改訂（平成29年度公示）

学習指導要領の改訂にともない必要な子に個別の指導計画や教育支援計画を作成することになった。

○高等学校における通級指導

平成30年度より施行されることになった。今後、必要な加配措置が行われていく。

特別支援教育の流れの中で、言語障害と難聴に関する指導の場と専門性を維持しつつ、多様なニーズにも対応する指導のあり方を模索するという、難しい判断をしなければならない状況になっている。

6. 専門性の向上の手立て

1. 道言協から提供される各種の情報の活用

道言協から会員へ、毎年相当の量の情報が提供されている。まずは、それらの情報をこまめにチェックしていただきたい。

「道言協通信」「研究主題の説明資料」「研究大会発表集録」「研究紀要」
「全体会資料」「北海道における言語障害児教育の実態」「会員教室一覧」
「道言協ホームページ」「A4ネット（HP掲載）」

2. 道言協が開催する研修の機会への参加

道言協が毎年開催する各種の研修の機会に積極的に参加し、研修を深めていただきたい。

- ・ブロック研究会（事例研修や初任者研修）
- ・全道研究大会（記念講演や分科会）
- ・年3回の言語障害臨床研修会（専門研修、言難ABC、大会開催時の専門研修）
- ・地方開催の言語障害臨床研修会（事例研修会）

オンデマンド配信等も活用するなど、研修の機会の確保を道言協としても進めているので、ぜひ活用していただきたい。

3. 経験の浅い会員のための研修機会の充実

運営委員会では、「担当者一人の教室や経験が少ない担当者の研修の問題は、道言協の最重要課題」と位置づけ、今後も「言難ABC」の充実に取り組んでいきたいと考えている。

各ブロックにおいても、経験の浅い会員のための研修の機会を作ることにぜひ取り組んでいただきたい。

4. 事例研修の機会の充実

言語障害・難聴に関する実践的な専門性を高めるために、会員個々が「事例研修」をする機会を増やしていくことに取り組んでいただきたい。

特に、幼児担当の会員と学校教員の会員との合同ケース会議は、地域の幼小中連携（引き継ぎ等）の意味からも重要で、ぜひ取り組んでいただきたい。

7. 今後の道言協の方向性

今年度（2024）の全体会の「情報提供」は、2023 実態調査資料から、各教室の研修の状況について報告いたします！

1. 事例研修に取り組む

何よりも大切なことは、担当者の専門性を高め、子どもを理解する力、課題に対応する力を高めていくことである。そのためには、教室でのケース会議、近隣教室との合同ケース会議、保健センター等との合同ケース会議、ブロック研、事例研修会などの機会を積極的に作り、事例研修をしっかりとやっていくことが大切になる。

2. 幼児担当者と学校の担当者が連携する

地域に根ざした教室作りを進める上で、地域の中で同じ子どもを担当することになる、幼児担当者と学校の担当者との連携は特に重要である。例えば合同ケース会議を行うなどして、専門性を共有し、連携を密にし、親子が安心して子育てに取り組めるような支援体制を作り上げていくことが必要である。

3. 役割を主体的に考える

療育や教育の制度は、以前より柔軟性が増し活用しやすくなっているが、反面、財政事情は厳しいまま指導の充実が図れず、親子が必要とする支援を行うには不十分な状況にある。また、制度が変わり地域の支援体制作りが進む中で、各教室やセンターには多様なことを求められるようになってきている。地域の実情、親子のニーズを踏まえて、自分たちがどのような役割を担うかを、主体的に考える必要がある。その判断をするためには、制度に関する情報を知ることと共に、各地域の取り組みや実情についての情報を知ることでもある。道言協としては、各ブロック、教室間で実情を出し合い交流することを組織的に行っていきたい。

今年度（2024）から全体会の構成は、各ブロックからの報告形式にいたしました！

4. 組織を活用する

新しい会員の割合が多い状況を踏まえ、各ブロックにおいて、これまで蓄積された知識や経験を新しい会員に伝えていく努力をしていくことが重要である。その際、ブロック内でうまく伝えられない場合には、他のブロックや運営委員会と相談して対応していくなど、道言協の組織を活用して取り組みを工夫することが大切である。

また、地域によっては幼児のためのセンターや特別支援学級の担当者が道言協に未加入という状況がある。まずは、未加入の担当者とながかりを作りつつ、上記の1～3の課題、（専門性の向上、幼児部門と学校部門の連携、役割を考える）に、道言協の組織を活用して取り組んでいけば、ブロックにとっても、未加入の担当者にとっても意味のある仲間作りができるのではないかと考える。